平成２９年（フ）第２３４４号
大阪市住之江区柴谷２丁目１番１―1213号
債務者　後藤　　正
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５０号
大阪府八尾市本町５丁目４番25―103号
債務者　樋浦　義広（旧姓有家）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３６３号
大阪市平野区平野東４丁目５番２号、住民票上の住所大阪府池田市伏尾台２丁目２番地の１
債務者　谷町国際法務行政書士事務所こと　清水　隆雄
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４５７号
大阪市北区長柄西１丁目１番４号
債務者　橋本　嘉信
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０号
高知市横浜新町２丁目102番地　横浜団地16―206
債務者　武田　良太
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１９号
高知市塚ノ原180番地５　秋沢ハイツ102号室
債務者　清藤　信也
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６１号
北海道室蘭市宮の森町４丁目20番13―302号、前住所北海道室蘭市中島町４丁目８番26号
債務者　奥野　有香
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
北海道帯広市西11条南４丁目１番地19　シティーコーポＡ201
債務者　北本千香子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
北海道帯広市東２条南19丁目20番地３　シーバハウス201
債務者　早川　禎恵（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
群馬県太田市植木野町803番地９
債務者　坂井　　浩
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１９号
兵庫県加西市西谷町256番地
債務者　藤本　強司
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２０号
兵庫県加西市西谷町256番地
債務者　藤本　三奈
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１８号
岡山県津山市大谷421番地３　柴田アパート
債務者　髙津　　充
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１９号
岡山県津山市大谷421番地３　柴田アパート
債務者　髙津千津子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第５１号
香川県善通寺市中村町1759番地
債務者　北山　久嗣
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５６号
香川県綾歌郡宇多津町浜八番丁118番地５（ヴィラ・チャーリーＧ―105）
債務者　井手　愼介
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５９号
香川県丸亀市川西町北141番地１　城辰ハイツ202号
債務者　山下　明美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部